

基山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

基山町教育委員会

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・P.4～P.7
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・P.7～P.8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知。以下「公布通知」という。）で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることを受け、同法第8条に基づき、基山町教育委員会が町内の教職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図るために策定するものである。

基山町教育大綱に掲げる「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画を通じて、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できる勤務環境の構築を目指す。

(2) 本町の現状

○本町では、令和5年に基山町立小中学校の管理に関する規則を改定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

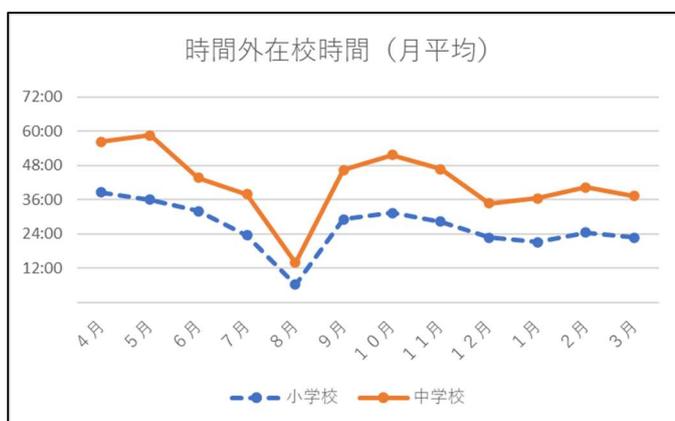
○これまでの取組は、夏季休業中の閉庁日の設定、校務支援システムの導入による業務の効率化、ICT支援員や教員業務支援員等の配置、部活動指導員の活用、勤務時間外の電話対応時間を縮減、「部活動休養日」、「定時退勤日」の実施等である。また、本町の特色として、全校でコミュニテ

ィ・スクールを導入し、地域学校協働活動推進員を中心とした学校支援体制の構築を進めている。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（1年間の平均で算出）

	時間外在校等時間	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 26.4 時間	12.0%	0.0%
中学校	月 42.0 時間	42.0%	8.6%



○1箇月月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合（年平均）が小学校12.0%、中学校においては42.0%と高くなっている。特に中学校では、部活動指導の業務負担が大きな要因であり、加えて不登校や発達障害等、生徒個々への対応及び保護者対応の複雑化が影響している。

○依然として一部の教職員において長時間勤務が常態化しており、特に若手教員への指導体制の確保や、部活動地域展開の円滑な進展、ICT環境のさらなる充実への対応、保護者等からの過度な要求への対応など、解決すべき課題も残されている。教職員の心身の健康保持は、教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

教職員が健康で、専門性を十分に発揮できる環境を整備することで、基山町の子どもたちへの教育の質を向上させることを目指し、基山町教育プランに掲げる「教職員の資質・能力の向上」実現のため、以下の数値目標を達成し、心身の健康と教材研究時間等の確保を図る。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教職員をゼロ（100%達成）にする。
- 年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- 年間における時間外在校等時間を年間360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が「基山町で働いていてよかった」と実感できる職場環境を目指し、以下の指標を改善する。

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。必要に応じて、基山町住民課とも連携し、見守り体制を強化する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り及び児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校給食費や学校徴収金については、口座引落対応をしているが、今後、集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案に対し、

弁護士の積極的な活用を推進するなど、学校のみによる対応としない体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能や一人一台端末の活用等によって、県や町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行う。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・令和7年度から小学校の水泳の授業は民間へ完全委託を実施する。基山中学校については、隣接の基山小学校のプールを利用し、管理も基山中学校職員で行うが、今後、中学校における水泳授業の在り方について検討する。

○部活動

- ・部活動指導員を活用し、教職員の負担軽減を図る。まちづくり課と連携し、基山町の地域展開スタイルを構築して休日の地域展開を目指す。また、基山町部活動ガイドラインを遵守し、活動休養日の設定、練習時間の短縮を徹底する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

全校に配置する教員業務支援員と学校事務補助員に、授業で使用する教材の印刷・準備、小テスト等の採点補助、資料整理などを依頼することとて、教職員が児童生徒と関わる時間や授業準備時間を増やす。

○授業準備・教材作成

- ・授業準備や教材作成等において、デジタル技術の活用を促進する。

○学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や生成AI、自動採点等を含むICTツールを

活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。特に、不登校児童生徒への対応においては、学校生活適応指導員や学校内外の教育支援センター等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 令和5年度より新年度始業式を1日遅らせ4月7日としたこと及び令和8年度より2学期始業式を9月1日としたことにより、余裕をもって新年度及び新学期のスタートを切ることができ、計画的に校務に取り組めるようにする。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう標準授業時数を大幅に上回らないようにする。(余剰時数は20時間程度)
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動や清掃活動の時間及び頻度を見直し、放課後の会議等を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる教職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教職員

へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。

- 教職員が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果を活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題について学校ごとに相談員を設置し、毎年度初めに全教職員へ周知する。
- 定時退勤日（小学校：金曜日、中学校：水曜日）を週1回設定し、夏季休業期間中には町内一斉で学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と公表

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎年度、基山町ホームページ等で公表する。あわせて、定例の基山町教育委員会及び町長と教育委員会で構成される基山町総合教育会議において報告し、町全体で課題を共有する。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、町で導入しているサービス管理システム等により、月単位・年単位で厳格に把握する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

(2) 学校への指導・支援の強化

- 教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を実施する。
- 長時間勤務が常態化している教職員がいる場合や、休憩時間の確保が困難な学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。

- 管理職のマネジメント能力向上を図るため、校長等研修会において、働き方改革やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させ、組織的な学校運営体制の構築を支援する。

(3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 児童生徒への多面的な支援と教職員の負担軽減を両立するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材に加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。
- 町こども課や健康増進課、福祉課等の関係部局と緊密に連携し、学校が抱え込みやすい福祉的課題に対して、行政全体での対応に努める。

(4) 地域・保護者との連携（コミュニティ・スクールの活用）

- 「基山町教育大綱」が掲げる地域とともにある学校づくりを推進するため、各学校に設置されている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務の3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を得る。
- P T A等をはじめとする地域ボランティアとの連携を深め、登下校の見守りや放課後の活動支援など、地域に委ねることができる業務の切り分けと具体化を推進する。

(5) 計画の見直しと継続的な改善

本計画は、国や県の動向及び町内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。「基山町教育プラン」の計画期間との整合性を図りつつ、P D C Aサイクルを実施することで、実効性のある働き方改革を継続的に推進する。

附則

- (1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 本計画の施行に伴い、平成29年10月策定（令和2年2月改定）「基山町立小中学校における学校現場の業務改善計画」は廃止する。